

令和2年10月
農業委員会議事録

開催日：令和2年10月26日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時59分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和2年10月26日(月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	山崎保夫	出	8	浅子栄	出
2	高橋政太郎	出	9	坂巻秀雄	出
3	田口勲	出	10	藤井光昭	出
4	三ツ木宗一	出	11	高橋重雄	出
5	宇田川道代	出	12	金子繁雄	出
6	渋谷喜代治	出	13	荻島元治	出
7	吉田佳子	出	14	輿石大介	欠

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	欠員		8	飯高進	出
2	神田東一	出	9	齋藤晃一	出
3	大貫利一	出	10	小川浩明	出
4	内野佐苗	出	11	大熊敏夫	出
5	岡安昇治	出	12	松沢浩之	出
6	関根栄	出	13	原田源一	出
7	高島豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原和紀
統括主幹 齋藤利明
主幹 高橋英行
主幹 江森一雄

(説明員) 開発指導課調整幹 田中克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第3号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行について

第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局長 定刻前でございますが、皆様おそろいですので、始めたいと思います。

皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

会長 おはようございます。このところ朝結構冷えてまいりました。日中は20度近くになりますけれども、朝は10度前後ということで、大分時期らしい天候に急になってきました。今週からは天気も続き、このところ週に何日も雨が降っていたので、大体の農家の方の稲刈りは済んできたのかなと思いますが、この地域でも大勢の方がまだ残っているということで、今年はコロナで米の価格も下がり、天候も定まらないという農家にとってはかなり作業が進まないという状況がございます。

また、来月になりましたら県外視察研修がございます。吉野家の関係のところに行くわけですが、私もちょっと知り合いに聞いたところ、吉野家で使っているお米を契約栽培でやっているらしいのですが、かなり稲わらが硬いということで、昔いつときあったのですけれども、「合川1号」という割り箸みたいな品種がありまして、それまではいかならないのですけれども、かなりわらが硬いというか、倒伏しないのでしょうか、柔らかいほうが米の食味はいいのかなとは思いますが、吉野家の専門の品種、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、かなり硬い米だそうです。知り合いに聞くと、あれを刈るとコンバイン壊れてしまうよという、それぐらい普通の品種から思えば硬い品種だそうです。野菜も作っているらしいので、実際圃場に行ってお話を聞いて、遊休農地の解消にも役に立っているようなお話も聞きますので、ぜひとも実のある研修ができるようにお願いします。

話まともりませんが、取りあえずは挨拶とさせていただきます。

局長

す。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

本日は、輿石委員より欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、9番の坂巻委員、10番の藤井委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番について、事務局から説明願ひます。

統括主幹

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は農園施設です。転用理由といたしまして、借人は平成22年に東京都千代田区に本店を置き、主に農業経営に関するコンサルタント業を営んでいる法人です。障がい者雇用を促進するため、主に知的障がい者の方が就労可能な企業向け貸し農園を現在千葉県、愛知県、埼玉県に計22か所運営しております。このたび新たに越谷市に開設することとなり、市内の福祉事務所、特別支援学校などへ事前募集したところ41名の希望が集まり、今後越谷市市民優先に90名を参加企業に対して就労を予定しております。開設にあたり土地を探していたところ、申請地は農園運営が可能なまとまった土地であり、参加企業が定期的に農園を訪問する際、国道4号線

からのアクセスもよいことから計画したところ、地権者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、山林2筆を含め一体利用します。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

本件につきましては、事前に春日部農林振興センターと協議しておりますことを申し添えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について11番の高橋委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員

1 番の件について報告します。

(高橋(重)委員)

10月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、畑、転用目的は農園施設です。出入口及び水路横断部分を除き、周囲を土留め構造物及びメッシュフェンスにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

1 番の山崎委員。

1 番 委 員

ちょっとお尋ねしたいのですが、この案内図を見ますと、配置の中に農業ハウスとあるのですが、別に農業ハウスを建てるに当たって、転用する必要はないのではないかなと思うのですが、どのような形なのでしょうか。

(山崎委員)

事 務 局

山崎委員のご質問に対してお答え申し上げます。

本件につきましては、この開発する●●●●●●●●という会社につきましては、農業の法人をやっているという組織ではないということが1点でございます。障がい者雇用をするということの観点から、

事前にもう22か所の貸し農園施設を運営しているということで、初めにこの貸し農園を開設するといったときに、農水省のほうに事前に問合せしたところ、この件については転用を取るよというお話も伺っているということでございますので、本件については農地の転用をしていただくということで、今回の議案提出ということになっております。

また、別添で●●●●●●●●の会社概要等々が皆さんのお手元に議案と一緒に送付させていただいております。A4でペラ紙になっているのですが、参画企業ってどういうところが入ってくるのというのはいろいろあるのですけれども、今まで参画された企業というのが、こういう一覧表になってございます。今後農地転用の許可申請、今日議決いただいて、農業会議のほうの常設審議会を経て、それから春日部農林振興センターのほうに進達ということになります。その後、許可になった時点で、この参画企業の募集をして、何社になるかちょっと今のところ伺っておりませんが、最後に確定して障がい者を各企業が採用して、そこで農作物を作るということでございます。

以上です。

議長
1 番 委 員
(山崎委員)
事 務 局

山崎委員、いいですか。

そうしますと、借主のこの企業については、次の企業に貸し出す、転貸ということですか。

●●●●●●●●さんが土地の権利者から土地をお借りして造成をして、図面にもございますように、トレーラーハウスと駐車場もしくはビニールハウスを造りますと。それを造った時点で、次に障がい者を募るわけですが、既に40名弱の方がエントリーされていると聞いております。そこで一時的に●●●●●●●●さんのほうで研修。要するに就農ができるまでの訓練をして、その後各企業に人材を派遣するという仕組みになっています。

以上です。

議長
1 番 委 員

以上でいいですか。1 番の山崎委員。

もう一ついいですか。

(山崎委員) 転用すると固定資産税は、雑地か何かの扱いですよね、トレーラーは。そのときに、貸すほうについては、もし途中で相続が発生したときは、相当な相続税も発生するのですが、その辺は貸主のほうはそれをご承知なのでしょうか。お願いいたします。

事務局 地目については、転用がされてしまうので、雑種地という扱いにはなろうかと思えます。ただ、その土地の所有者の方がもし亡くなった場合に、相続が発生するということになりますと、●●●●●●●●さんがその土地を買い取るということはないということでございますので、そうなった場合にはお返しするようなことにもなろうかなと思えますけれども、一応契約期間は15年を予定しているそうです。

議長 以上です。

1 番 委員 よろしいですか。

(山崎委員) はい。

議長 ほかにありますか。よろしいですか。

全員 なし。

議長 質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長 続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての2番から9番について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の2ページから4ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての2番から9番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、2番の概要ですが、転用目的は店舗です。転用理由とい

たしまして、譲受人は平成17年に市内に本店を置き、主に空調機器販売業を営む法人です。現在、エアコン設置・撤去工事及びインターネットを使って家電製品の販売を行っておりますが、利益率が低いことから新たに店舗の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は国道4号バイパスに近くアクセスもよく、近隣には住宅が多く、収益率が見込めることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、父の所有する住宅で両親及び夫婦と子供2人の計6人で居住しておりますが、手狭となり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は現在の住まいからも約3キロと近く、今後親の介護が必要になった際にもすぐに対応ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年に川越市に本店を置き、主に金属業を営む法人です。既に隣接する土地は7月に工場・事務所・住宅として許可を得ておりますが、資材を大型アームロール車にて運び入れますが、敷地内に大型車やコンテナを置くスペースがないことから、隣接する申請地を資材置場として一体利用するため申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成13年に市内に本店を置き、主に建築設計業を営む法人です。自社で受けている戸建て住宅工事の増加に伴い、現在は協力会社に依頼し資材置場を間借りしている状況ですが、このたび新たに資材置場が必要となり、土地を探していたところ、申請地は幹線道路に近く、アクセスがよいことから計画したところ、地権者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は職場や実家に車で30分程度の距離にあり、

今後子供が生まれ、子育ての支援やお互いに困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。なお、原野2筆を含め一体利用とします。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在父親が所有するマンションに居住しておりますが、このたび結婚する予定があり、現在の住まいでは手狭になることから、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は駅にも近く、近隣に商業施設等があることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在親族が所有する住宅で居住しておりますが、このたび所有者から明渡しの申出があり、土地を探していたところ、現在居住している隣接した親族が所有している土地を譲っていただけることとなり、生まれ育った土地で生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。なお、令和2年8月31日付で住宅として農用地区域から除かれております。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長とともに家財が増え、現在の住まいでは手狭となり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は通勤で利用しているJR武蔵野線レイクタウン駅に近く、妻の実家まで車で30分の距離にあり、お互い助け合いながら生活できることから最適な場所と、申請に及んだものです。

以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、2

議

長

番から4番について11番の高橋委員、5番について三ツ木委員、6番について2番の高橋委員、7番について田口委員、8番及び9番について藤井委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(高橋(重)委員)

それでは、2番から4番について高橋委員、お願いいたします。

2番から4番の件について報告します。

2番の件については、10月13日に現地を確認しております。申請地は田で、転用目的は店舗です。北側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

3番の件について報告します。同じく13日に現地を確認しております。申請地は田で、転用目的は住宅です。北側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断をします。

4番の件について報告します。同じく13日であります。申請地は畑で、転用目的は資材置場兼駐車場です。南側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

4 番 委 員
(三ツ木委員)

5番について、三ツ木委員、お願いいたします。

5番の件について、10月16日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。被害防除対策として、南側出入口部分を除き、南側と西側には鋼板製の囲いを設置します。東側と北側にはコンクリートブロック及びネットフェンスを設置することから、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

2 番 委 員
(高橋(政)委員)

6番について、高橋委員、お願いいたします。

6番の件について、10月14日に現地を確認いたしました。申請地は現状畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、出入口を除き、

議 長

10 番 議員
(藤井委員)

議 長

3 番 委員
(田口委員)

議 長

3 番 委員
(田口委員)

周囲は既存コンクリートブロックにより区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。
ありがとうございました。

8 番及び 9 番について、藤井委員よりお願いいたします。

8 番、9 番の 2 件の報告をいたします。

8 番の件につきまして報告いたします。10 月 15 日に現地を確認しております。現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、土砂の流出などによる周囲への被害はないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、9 番の件について報告いたします。10 月 15 日に現地を確認しております。現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、土砂の流出などによる周囲への被害はないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

申し訳ございません。7 番を飛ばしてしまいました。

7 番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、7 番の件について報告いたします。

10 月 15 日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。南側道路の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、土砂の流出などによる周囲への被害はないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

田口委員。

すみません。4 番の件につきましてご質問させてください。

転用目的が資材置場兼駐車場という形になっておりまして、案内地図のほうの 8 ページのほうを見ていただきますと、駐車場のところの

出入口が南側のところの通りに面していきまして、大型車両のほうの駐車スペース等もございまして、近くには保育園等があるかと思ひます。ここら辺のところの道路のほうの安全状況とかそういうのとかというのはどのようになっているのか、ちょっと教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局
(開発指導課調整幹)

お答えいたします。

この転用目的にあたりましては、越谷市まちの整備に関する条例というものがあまして、一応南側のほうに待避所を設けていただく形になっております。開発者と道路総務課との間で十分に協議しており、園児の通行などに支障ないということで協議締結されていまして、開発指導課としても安全管理上、支障ないという判断をしております。

以上です。

議長
3番委員
(田口委員)

よろしいですか。

はい、分かりました。

議長
全員
議長

ほかに。

なし。

質疑がないということでございまして、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願ひます。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございまして、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願ひます。

統括主幹

議案書の6ページから8ページを御覧ください。

第2号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が10筆で、面積は9,503平方メートル、平成29年7月26日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は902平方メートル、平成29年10月26日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、3番の内容ですが、筆数は11筆で、面積は1万3,404平方メートル、平成29年11月28日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、4番の内容ですが、筆数は4筆で、面積は2,044平方メートル、平成29年11月28日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、5番の内容ですが、筆数は4筆で、面積は1,968平方メートル、平成29年11月28日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、6番の内容ですが、筆数は1筆で、面積は495.50平方メートル、平成29年11月28日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、7番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は2,240平方メートル、平成29年11月28日から令和2年10月26日までの証明です。

次に、8番の内容ですが、筆数は18筆で、面積は1万2,090平方メートル、平成29年10月26日から令和2年10月26日までの証明です。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び8番について推進委員12番の松沢委員、2番について推進委員8番の飯高委員、3番及び4番について推進委員9番の齋藤委員、5番について推進委員2番の神田委員、6番及び7番について推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び8番について、松沢委員よりお願いいたします。

1 2番推進委員
(松沢委員)

1番について報告します。

10月15日に現地を確認しております。事務局報告どおり、特例適用農地10筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

8番について報告します。10月15日に現地を確認しております。事務局報告どおり、特例適用農地18筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、飯高委員、よろしくお願いします。</p>
8番推進委員 (飯高委員)	<p>2番について報告いたします。</p> <p>10月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地2筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3番及び4番について、齋藤委員、よろしくお願いします。</p>
9番推進委員 (齋藤委員)	<p>3番及び4番について報告いたします。</p> <p>10月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、3番特例適用農地11筆、4番特例適用農地4筆は、適正に管理、耕作しておりましたので、報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>5番について、神田委員よりお願いします。</p>
2番推進委員 (神田委員)	<p>5番について報告します。</p> <p>10月16日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地4筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>6番及び7番について、原田委員よりお願いいたします。</p>
13番推進委員 (原田委員)	<p>6番及び7番について報告いたします。</p> <p>10月16日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、6番特例適用農地1筆、7番特例適用農地3筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>

議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行について事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の9ページを御覧ください。</p> <p>第3号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。</p> <p>番号、出願人の順に読み上げます。</p> <p>本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の規定による農地中間管理事業のために行われる貸付けが開始された日から、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明です。</p> <p>筆数が2筆で、面積は1,239平方メートルです。うち1筆については、令和2年3月31日から令和2年10月26日までの証明です。続いて、他方1筆につきましては、令和29年11月28日から令和2年10月26日までの証明です。</p> <p>従来の相続税納税猶予制度は、貸付地には適用されず、所有者が自ら耕作し、継承することが前提条件でしたが、平成21年度の農地制度の見直しを踏まえ、納税猶予制度についても、農業経営基盤強化促進法等に基づいて、市街化区域外の農地を貸し付けた場合には、納税猶予が継続されるよう見直されております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員2番の神田委員よりお願いいたします。</p>
2 番 推 進 委 員 (神 田 委 員)	<p>1 番について報告します。</p> <p>10月16日に現地調査を確認しております。事務局説明のとおり、特</p>

議
全
議

長
員
長

例貸付農地2筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

第4号議案 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてご説明します。

本件は、越谷税務署長より租税特別措置法の規定による相続税の猶与を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して該当する農地につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出を依頼されたものです。

番号、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は1,138平方メートルです。

次に、2番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は1,138平方メートルです。

次に、3番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は1,462.50平方メートルです。

次に、4番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は1,462.50平方メートルです。

		事務局からは以上でございます。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員3番の大貫委員、3番及び4番について推進委員10番の小川委員よりお願いいたします。
		それでは、1番及び2番について、大貫委員よりお願いいたします。
3番推進委員 (大貫委員)		1番、2番について、それぞれ2分の1ずつの所有地であるため、併せて報告します。
		10月16日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地2筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。
		ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。
		3番及び4番について、小川委員よりお願いいたします。
10番推進委員 (小川委員)		3番、4番について、それぞれ2分の1ずつの所有であるため、併せてご報告いたします。
		10月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地3筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。
議	長	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
		次は、報告でございます。
		事務局から説明願います。
統括主幹		それでは、報告に移らせていただきます。

議

長

議案書の11ページです。第1号報告 農地法第3条の3の第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、12ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、13ページ及び14ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、8件の届出がございました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、11月25日水曜日、午前10時からこの会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時40分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和2年10月26日

議 長

署名委員

署名委員